

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り

退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。

ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 法人本部拠点(社会福祉事業)

「法人本部」

② 障害福祉サービス事業多機能型事業所飛翔食房拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労支援)」

「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労継続支援A型)」

「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労継続支援B型)」

「障害福祉サービス事業飛翔食房(就労定着支援)」

③ 障害福祉サービス事業多機能型事業所訓練はばたけ拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス事業訓練はばたけ(生活訓練)」

「障害福祉サービス事業訓練はばたけ(生活介護)」

④ 障害福祉サービス事業共同生活事業はばたけ寮拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス事業はばたけ寮(共同生活援助)」

⑤ 障害福祉サービス事業地域活動支援センター翔拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス事業地域活動支援センター」

「障害福祉サービス事業地域活動支援センター(特定相談支援)」

⑥ 障害福祉サービス事業麺工房はばたけ拠点(社会福祉事業)

「障害福祉サービス事業麺工房はばたけ(就労継続支援B型)」

⑥ 不動産賃貸事業はばたけ不動産拠点(収益事業)

「不動産賃貸事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	78,771,599	0	0	78,771,599
建物	109,192,459	0	15,306,913	93,885,546
合計	187,964,058	0	15,306,913	172,657,145

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	259,939,359	166,053,813	93,885,546
小計	259,939,359	166,053,813	93,885,546
その他の固定資産			
建物	5,670,854	1,237,743	4,433,111
構築物	5,416,524	3,612,548	1,803,976
機械及び装置	15,549,023	12,451,773	3,097,250
車輛運搬具	19,062,170	17,298,188	1,763,982
器具及び備品	66,712,539	59,506,336	7,206,203
小計	112,411,110	94,106,588	18,304,522
合計	372,350,469	260,160,401	112,190,068

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	30,360,219	0	30,360,219
合計	30,360,219	0	30,360,219

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼務等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人	南幡龍	青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津265	236,825,691	飲食業		兼任2名		食品の加工及び配送等	23,287,598	事業未収金	1,569,645

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
 - (4) 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
 - (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（多機能型事業所飛翔食房拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品—定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 多機能型事業所飛翔食房拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 就労移行支援サービス区分
 - イ 就労継続支援A型サービス区分
 - ウ 就労継続支援B型サービス区分
 - エ 就労定着支援サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	15,009,754	0	0	15,009,754
建物	27,651,319	0	3,224,065	24,427,254
合計	42,661,073	0	3,224,065	39,437,008

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	123,247,692	98,820,438	24,427,254
小計	123,247,692	98,820,438	24,427,254
その他の固定資産			
構築物	4,321,256	2,944,132	1,377,124
機械及び装置	15,084,623	12,296,203	2,788,420
車両運搬具	11,720,170	10,886,240	833,930
器具及び備品	48,327,878	43,869,941	4,457,937
小計	79,453,927	69,996,516	9,457,411
合計	202,701,619	168,816,954	33,884,665

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	12,368,096	0	12,368,096
合計	12,368,096	0	12,368,096

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（地域活動支援センター翔拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 地域活動支援センター翔拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 地域活動支援センターサービス区分
 - イ 特定相談支援事業サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,869,457	0	0	3,869,457
建物	3,700,891	0	697,267	3,003,624
合計	7,570,348	0	697,267	6,873,081

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	34,250,418	31,246,794	3,003,624
小計	34,250,418	31,246,794	3,003,624
その他の固定資産			
構築物	1,095,268	668,416	426,852
車輛運搬具	2,712,000	2,711,997	3
器具及び備品	12,266,757	11,045,916	1,220,841
小計	16,074,025	14,426,329	1,647,696
合計	50,324,443	45,673,123	4,651,320

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,981,810	0	3,981,810
合計	3,981,810	0	3,981,810

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（はばたけ寮拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
 - 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
 - ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 共同生活事業はばたけ寮拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
- ア 共同生活援助サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	14,300,000	0	0	14,300,000
建物	8,812,212	0	1,016,869	7,795,343
合計	23,112,212	0	1,016,869	22,095,343

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	20,301,000	12,505,657	7,795,343
小計	20,301,000	12,505,657	7,795,343
その他の固定資産			
建物	3,960,000	802,230	3,157,770
器具及び備品	2,886,825	2,556,783	330,042
小計	6,846,825	3,359,013	3,487,812
合計	27,147,825	15,864,670	11,283,155

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高

事業未収金	5,568,617	0	5,568,617
合計	5,568,617	0	5,568,617

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（訓練はばたけ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 多機能型事業所訓練はばたけ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 自立訓練(生活訓練)サービス区分
 - イ 生活介護サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	19,700,000	0	0	19,700,000
建物	9,112,788	0	409,498	8,703,290
合計	28,812,788	0	409,498	28,403,290

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	22,225,000	13,521,710	8,703,290
小計	22,225,000	13,521,710	8,703,290
その他の固定資産			
機械及び装置	464,400	155,570	308,830
車輛運搬具	4,630,000	3,699,951	930,049
器具及び備品	2,846,052	1,969,397	876,655
小計	7,940,452	5,824,918	2,115,534
合計	30,165,452	19,346,628	10,818,824

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,157,257	0	6,157,257
合計	6,157,257	0	6,157,257

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（麵工房はばたけ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品—定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、青森県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 麵工房はばたけ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
 - ア 就労継続支援B型サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	25,892,388	0	0	25,892,388
建物	59,915,249	0	9,959,214	49,956,035
合計	85,807,637	0	9,959,214	75,848,423

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	59,915,249	9,959,214	49,956,035
小計	59,915,249	9,959,214	49,956,035
その他の固定資産			
建物	217,800	31,145	186,655
器具及び備品	385,027	64,299	320,728
小計	602,827	95,444	507,383
合計	60,518,076	10,054,658	50,463,418

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高

事業未収金	2,284,439	0	2,284,439
合計	2,284,439	0	2,284,439

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（はばたけ不動産賃貸事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等—償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品—定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき金額を見積り退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り計上する。
ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) はばたけ不動産賃貸事業拠点の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産その他の固定資産明細書(別紙3(⑧))
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。
ア はばたけ不動産賃貸事業(収益事業)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	1,493,054	404,368	1,088,686
小計	1,493,054	404,368	1,088,686
合計	1,493,054	404,368	1,088,686

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし